

住所変更の手続き一覧

◎住所変更の手続きについて

稲沢善光寺南土地区画整理事業の換地処分に伴い、事業地区内の町名地番が変更されます。これに伴う住所変更の手続きについては、下表のとおりとなりますので、事業地区内にお住まいで、該当する方は所定の手続きを行ってください。ただし、手続き開始については町名地番が変更される平成29年8月5日以降にお願いいたします。

1 市役所が窓口となる主なもの

何の住所欄が変わるのか		どこで (問い合わせ先)	何をすればいいのか
住民登録・戸籍・印鑑登録	住民票	市民課 (0587)32-1302 (0587)32-1311	手続きの必要はありません。 市役所市民課で新しい住所と本籍に変更いたします。
	戸籍		
	印鑑登録		
	通知カード マイナンバーカード 住民基本台帳カード(写真付)		
	公的個人認証 (電子証明書)		
在留カード 特別永住者証明書 外国人登録証明書		市役所市民課または支所で新しい住所を記載します。 所有しているカードと同封の『各種カード変更届』を事前にご記入のうえ、本人確認書類を持ってお越しください。詳細については、「別紙」の案内をご覧ください。	
		住民基本台帳カードについては電子証明書が失効します。新たに取得されたい場合はマイナンバーカードの申請が必要です。マイナンバーカードについては新しい住所の電子証明書を発行しますのでカードをお持ちのうえ、市役所市民課または支所までお越しください。	
		住居地届出及び在留カード等への新住所の記載が必要ですので、在留カード等をお持ちのうえ、市役所市民課までお越しください。	
国民健康保険・後期高齢者医療	国民健康保険被保険者証	国保年金課 国保グループ (0587)32-1312	手続きの必要はありません。 新住所に変更し送付します。新しい証が届き次第、古い証は返却または破棄してください。
	国民健康保険高齢受給者証		
	国民健康保険限度額適用認定証		
	後期高齢者医療被保険者証	国保年金課 医療グループ (0587)32-1325	手続きの必要はありません。 新住所に変更し送付します。新しい証が届き次第、古い証は返却または破棄してください。
	後期高齢者医療特定疾病療養受給者証		
	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証		
	障害者医療費受給者証	国保年金課 医療グループ (0587)32-1325	新住所に変更しますので、市役所国保年金課、支所または市民センターで手続きしてください。
	精神障害者医療費受給者証		
	子ども医療費受給者証		
母子・父子家庭医療費受給者証			
後期高齢者福祉医療費受給者証			
介護保険	介護保険被保険者証	高齢介護課 介護認定グループ (0587)32-1292	手続きの必要はありません。 新住所に変更し送付します。新しい証が届き次第、古い証は返却または破棄してください。
	介護保険負担割合証		
	介護保険負担限度額認定証		
	社会福祉法人等利用者負担軽減確認証		
福祉	障害者手帳 (身体・療育・精神)	福祉課 障害福祉グループ (0587)32-1281	新住所に変更しますので、市役所福祉課で手続きしてください。
	自立支援医療 (精神・更生・育成)受給者証		
	障害福祉サービス受給者証		
	障害児通所支援受給者証		
	地域生活支援事業受給者証		
	愛知県在宅重度障害者手当		
	稲沢市障害者扶助料		

2 市役所以外が窓口となるもの

	こういうことは・だれが (事項・該当者)	どこへ (問い合わせ先)	いつ (手続きの期限)	なにをもっていく・どうする (提出書類等)
不動産登記	土地登記事項の表題部	名古屋法務局 一宮支局 0586-71-0600	手続きの必要はありません。 土地区画整理事業による町名地番等の変更に伴い、稲沢市が区域内の土地と建物の表題部(地番)を法務局で書き換えます。	
	建物登記事項の表題部			
	(※) 土地所有者の住所変更登記		期限はありませんが、換地処分登記のため、 平成29年10月末頃までは登記事務を停止します ので、手続きはそれ以降にお願いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・登記申請書 ・「新旧住所及び本籍地番の変更確認書(通知)」(市役所市民課から送付します)または「町名地番変更証明書」(市役所都市整備課で発行します) ・印鑑(認印でも可) ・委任状(代理申請の場合)など
	(※) 建物所有者の住所変更登記			
商業・法人登記	本店・支店の所在地変更登記 法人代表者の住所変更登記	名古屋法務局 法人登記部門 (名古屋市中区) 052-952-8111	(本店所在地) 変更後2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・登記申請書 ・「新旧住所及び本籍地番の変更確認書(通知)」(市役所市民課から送付します)または「町名地番変更証明書」(市役所都市整備課で発行します) ・届出印 など
			(支店所在地) 変更後3週間以内	
社会保険	国民年金の受給者 厚生年金の受給者	日本年金機構 一宮年金事務所 (0586)45-1417	変更後すみやかに	市役所国保年金課または一宮年金事務所にある「年金受給権者住所変更届」に変更事項をご記入のうえ、一宮年金事務所に送付してください。
	厚生年金の加入者 健康保険の加入者	勤務先に	変更後すみやかに	直接勤務先へお問い合わせください。
	共済組合の加入者	勤務先に	変更後すみやかに	直接勤務先へお問い合わせください。
	共済年金や各年金基金の受給者	それぞれの機関にお問い合わせください。		
	国民年金第1号被保険者	特に手続きは必要ありません。		
免許等	自動車運転免許証	稲沢警察署 (0587)-32-0110	変更後すみやかに	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・「新旧住所及び本籍地番の変更確認書(通知)」(市役所市民課から送付します)の原本とコピー 注:「新旧住所及び本籍地番の変更確認書(通知)」はあらかじめコピーしてお持ちください。
	パスポート	ご自分で所持人記載欄の住所を変更してください。		
	その他許可書等	それぞれの許可権者等にお問い合わせください。		
ライフライン	電力会社	事業者によって対応が異なりますので、それぞれの事業者にお問い合わせください。		
	電 話			
	都市ガス・プロパンガス			
	上下水道	手続きの必要はありません。		

	こういうことは・だれが (事項・該当者)		どこへ (問い合わせ先)	いつ (手続きの期限)	なにをもっていく・どうする (提出書類等)
金融機関	預金通帳 定期預金証書 預かり資産等	利用している方	各金融機関		機関によって対応が異なりますので、それぞれの機関にお問い合わせください。
民間保険	生命保険 損害保険 自動車保険等	利用している方	各保険会社		
その他	その他の許可・免許・登録・認証等		各機関		

(注) ほかに法令等により住所変更の届出を要するもの、会社や学校等で住所変更手続きが必要な場合はそれぞれ手続きを行ってください。

※ 登記申請について

土地区画整理事業に伴う町名地番変更により、不動産所有者の住所が変更になった場合などは、登録免許税法第5条第5号により変更にかかる登録免許税は非課税となります。

新旧住所及び本籍地番の変更確認書(通知)について

事業地区内に住民登録・本籍のある方を対象に、市役所市民課より換地処分公告以降「新旧住所及び本籍地番の変更確認書(通知)」が送付されますので、各種変更手続きにご利用ください。なお、この「確認書」は再発行できませんので、変更手続きを行う際、原本を相手先に提出しないよう大切に保管してください。

お問い合わせ先: 市役所市民課 0587-32-1302

町名地番変更証明書について

市役所都市整備課において、換地処分の翌日から1年間は証明手数料を無料で発行いたします。
(受付時間: 平日8時30分から17時15分まで)

お問い合わせ先: 市役所都市整備課 0587-32-1403

郵便物の配達について

郵便物の配達については、郵便局への住所の変更手続きは必要ありませんが、住所が変更されたことをご親戚や知人の方に周知していただく必要があります。

郵便料金のかからない町名地番変更通知専用のはがき(1世帯または1事業所につき50枚)と差出用封筒を同封しましたのでご活用ください。

お問い合わせ先: 一宮郵便局 第一集配営業部 0586-72-4171

稲沢善光寺南土地区画整理事業に関するお問い合わせ先

〒492-8269 稲沢市稲府町1番地

稲沢市役所 建設部都市整備課 区画整理グループ TEL0587-32-1403

記載されている各種手続きについてのご質問は、各お問い合わせ先にお問い合わせください。